明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件
（文化庁一～二）　一
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二三）　三
○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産三〇九）　八〇
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件
（国土交通一三六）　八一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人関係　二七
その他　二八
会社決算公告

告示

○文化庁告示第一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年九月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年二月五日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区本塩町二二ノ八　帝国データバンク史料館（館長　高津隆）

三　利用方法

①　展示用パネルとして複製する。期間は平成二十九年七月四日から九月二十九日とする。（別表参照）

②　展示解説用端末に電子的に複製する。期間は平成二十九年七月四日から九月二十九日とする。（別表参照）

四　補償金の総額　①　七、五六〇円

②　一、五五三円

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：(1)　展示用パネルとして複製

(2)　展示解説用端末に電子的に複製

No.	著作物の題号	著作者名	(1)補償金額	(1)補償金額（単位：円，税込）	(2)補償金額	(2)補償金額（単位：円，税込）
1	なし	直木久蓉	3,500	3,780	720	777
2	なし	京淳二	1,750	1,890	360	388
		小北敏	1,750	1,890	360	388
		計	7,560	計	1,553	

○文化庁告示第二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年九月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年二月五日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「瞳ダイアリー」　小原宗夫　左記三①の利用につき六五六、六四〇円、左記三②の利用につき三四、五六〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都港区芝大門二丁目二番一号ユニゾ芝大門二丁目ビル六階　株式会社復刊ドットコム（代表取締役　左田野渉）

三　利用方法

①　著作物を複製し、定価四、〇〇〇円（税抜き）で一、九〇〇部複製して公衆に譲渡する。

②　①に加えて、必要に応じて一〇〇部を単位として追加で複製して定価四、〇〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。